

## 慶弔見舞金規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人越谷アイティ・ネットの会員及びその家族に贈与する慶弔金並びに見舞金に関する基準を定めたものである。

### (種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 弔慰金
- (2) その他の慶弔見舞金

### (慶弔見舞金の支給申請)

第3条 慶弔見舞金の支給申請は、速やかに所定の様式に必要事項を記入し、理事長に提出するものとする。

### (受給資格)

第4条 この規定の適用は、入会后1年以上のものに適用する。

### (死亡弔慰金)

第5条 会員が死亡した場合は、死亡弔慰金として次の通り遺族に贈与する。  
10,000円

### (その他の慶弔見舞金)

第6条 前各条に定めのないもので状況により贈与の必要がある場合は、理事会がその都度定めるものとする。

### (付則)

この規則は、平成24年3月24日から施行する。

この規則は、平成24年3月24日に改定。